

国民健康保険料計算方法（令和5年度）

◎国民健康保険料は世帯主様に課税されます。

（世帯主様が社会保険、後期高齢者医療制度等に加入されている場合（擬主世帯）でも、世帯主様に課税されますが、料額については、国民健康保険料に加入されている方のみで計算されます。）

◎国民健康保険料の構成

- ・ 医療分…医療機関に支払う診療報酬分
- ・ 支援分…後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納めるもの
- ・ 介護分…40歳～64歳までの人にかかる全国の介護保険サービスの状況に応じて支払う給付金分

上記の医療分、支援分、介護分には以下の4つが含まれます。

- ① 所得割…国保加入者の前年所得に応じて賦課される額
- ② 資産割…国保加入者の固定資産税額に応じて賦課される額
- ③ 均等割…国保加入者の人数に応じて賦課される額
- ④ 平等割…国保世帯に一律に賦課される額

◎計算方法

	医療分	支援分	介護分
所得割	(総所得金額等－基礎控除額43万円) × 4.60%	(総所得金額等－基礎控除額43万円) × 2.37%	(総所得金額等－基礎控除額43万円) × 1.68%
資産割	固定資産税額 × 26.98%	—	—
均等割 (1人につき)	25,900円 7割軽減世帯 7,700円 5割軽減世帯 12,950円 2割軽減世帯 20,720円	14,600円 7割軽減世帯 4,380円 5割軽減世帯 7,300円 2割軽減世帯 11,680円	14,900円 7割軽減世帯 4,470円 5割軽減世帯 7,450円 2割軽減世帯 11,920円
平等割 (1世帯につき)	19,400円 7割軽減世帯 5,820円 5割軽減世帯 9,700円 2割軽減世帯 15,520円	—	—
1世帯あたりの限度額	650,000円	220,000円	170,000円



各項目の合計額が当年度の料額となります

◎保険料の軽減制度

- ・ 所得が一定以下の世帯への軽減
前年中の所得が一定金額（軽減所得金額）以下の世帯については、所得額に応じて均等割、平等割が軽減されます。
- ・ 軽減判定は世帯主、国民健康保険者および特定同一世帯所属者（国民健康保険被保険者から後期高齢医療被保険者に移行した者）全員の前年の所得の合計によります。
- ・ 軽減措置は、前年の所得申告が済んでいれば、自動で判定されます。**所得申告がない場合は、軽減されません。収入がなかった方や遺族年金・障害年金などの非課税所得のみだった方も、町・県民税または国民健康保険料の申告が必要となります。**

軽減の割合	軽減の基準
7割軽減	総所得金額43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下の世帯
5割軽減	総所得金額43万円 + (29万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下の世帯
2割軽減	総所得金額43万円 + (53.5万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数) + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下の世帯

※ 紿与所得者等とは、給与所得者または、年金所得を有する者をいいます。

◎軽減判定所得について

○軽減判定所得金額 = 前年中の総所得金額等（※1） + 専従者給与（控除）額（※2） - 軽減判定上の純損失の繰越控除額（※3）

（※1） 総所得金額および山林所得、分離課税所得の合計額。退職所得は含みません。

（※2） 事業主は青色専従者給与額、事業専従者控除を必要経費として控除せずに判定します。また、専従者が事業者から支払いを受けた給与（専従者給与）は軽減判定所得には含みません。

（※3） 軽減判定上の純損失の繰越控除額は、確定申告上の「本年分で差し引く繰越損失額」とは別に計算します。